

# 国の退職金制度共済掛金の一部を補助します

～企業の繁栄と従業員の福祉増進・雇用の安定を応援します～

## 白井市中小企業退職金共済掛金補助制度

### 補助の目的

- この制度は、国の補助制度とは別に「中小企業退職金共済制度」と「特定退職金共済制度」へ新たに加入する市内の中小企業の事業主に共済掛金の一部を補助することにより、制度の加入を促進し、市内中小企業の従業員の雇用安定及び中小企業の振興を図ることを目的としています。



### 補助の対象者

次のすべてに該当する中小企業の事業主。

- ①中小企業退職金共済制度を実施している独立行政法人勤労者退職金共済機構及び特定退職金共済制度を実施している特定退職金共済団体（白井市商工会・千葉県中小企業団体中央会）と新たに退職金共済契約をした者。
- ②市内で1年以上継続して事業を営んでいる者。
- ③市税を完納している者。

### 補助金額と限度

- ①被共済者（従業員）1人につき1年間分の掛金に相当する額（72,000円を限度）に100分の25を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）となります。

※国の助成を受けている期間はその額を控除します。

例）共済掛金月額8,000円の場合（1回目）

8,000円×12か月＝96,000円（共済年間掛金）

8,000円×50%×9か月＝36,000円（国助成額）

※国からの助成は、加入後4か月目から、掛金月額の2分の1（上限5,000円）を1年間

96,000円－36,000円＝60,000円×25%（補助割合）＝15,000円（市補助額）

- ②補助は、事業主1人につき掛金月額12か月分を1回として2回まで。

### 申請方法

- 中小企業退職金共済掛金補助金申請書に必要な書類を添えて、下記の日から3ヶ月以内に提出してください。申請書等については市からご案内いたします。
- ①1回目…共済の契約締結した日から12月を経過した日。
- ②2回目…共済の契約締結した日から24月を経過した日。



《お問い合わせ・お申込み先》  
〒270-1492 白井市復1123  
白井市役所 市民環境経済部 産業振興課  
電話：047-401-4641